

伊丹市交管理規程第4号

伊丹市交通局 I C カード取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月9日

伊丹市自動車運送事業管理者

森脇 義和

伊丹市交通局 I C カード取扱規程の一部を改正する規程（令和 8 年伊丹市交管理規程第 4 号）

伊丹市交通局 I C カード取扱規程（令和 2 年伊丹市交管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあつては「改正前部分」と，改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前							改 正 後						
別表第 2							別表第 2						
種類\登録 期間		1 カ月目	2 カ月目	3・4 カ 月目	5 カ月目	6 カ月目	種類\登録 期間		1 カ月目	2 カ月目	3・4 カ 月目	5 カ月目	6 カ月目
一般	大人	<u>9,660円</u>	<u>9,177円</u>	<u>8,694円</u>	<u>8,211円</u>	<u>7,728円</u>	一般	大人	<u>10,500円</u>	<u>9,975円</u>	<u>9,450円</u>	<u>8,925円</u>	<u>8,400円</u>
	小児	<u>4,830円</u>	<u>4,588円</u>	<u>4,347円</u>	<u>4,105円</u>	<u>3,864円</u>		小児	<u>5,250円</u>	<u>4,987円</u>	<u>4,725円</u>	<u>4,462円</u>	<u>4,200円</u>
(略)							(略)						
備考 (略)							備考 (略)						

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は，令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。
(施行前の準備)
- 2 この規程による改正後の別表第 2 の規定による登録型割引料金の登録その他の準備行為は，この規程の施行の日前においても，行うことができる。